

## はじめに

県教育委員会では、平成30年9月の「新潟県いじめ防止対策等に関する委員会（第三者委員会）」第3号案件の指摘や提言等を踏まえ、外部有識者の検討のもと、「新潟県いじめ防止基本方針」（H26.3制定、H30.2改定）のマニュアルとして、「新潟県いじめ対応マニュアル」（平成31年3月）を作成し、高等学校等の県立学校での活用を始めました。

このたび、現行のマニュアルを「県立学校編」に改訂するとともに、「小・中学校編」も新規作成し、成長段階に応じた一貫しいじめ対応を推進する「新潟県いじめ対応総合マニュアル」としました。

小・中学校においては、本年1月30日に提出された第4号案件の調査報告書の提言の一つである「学校いじめ防止基本方針の実効的な策定と活用」を踏まえ、本マニュアルを参考に、自校の基本方針などのマニュアル化を図るとともに、組織的ないじめ防止対策や教員の共通認識をより高めるよう校内研修の充実に努めていきたいと考えています。

県教育委員会は、市町村教育委員会とのより一層の連携を図り、小・中学校を支援してまいりますので、各学校においては、校長のマネジメントのもと、すべての教職員でいじめ対策をすすめるとともに、保護者や地域と一体となっていじめから生徒を徹底して守る体制の充実を図るようお願いします。

令和2年3月

いじめ対策等検討会議

新潟県教育委員会